



8 支援

にほん けいざいてきりゆう しゅうがく こんなん かてい こ しゅうがくえんじょ しょうがくきん せいど
日本には、経済的理由により就学が困難な家庭の子どもたちのための就学援助や奨学金の制度があります。

(1) 就学援助

しょうがっこう ちゅうがっこう ざいがく じどう せいと ほごしゃ こ しゅうがく こんなん かた しゅうがく
小学校や中学校に在学する児童・生徒の保護者で、子どもを就学させることが困難な方に、就学
ひつよう ひよう えんじょ しゅうがくえんじょせいど がくようひん ひ つうがくようひん ひ こうがいかつどう ひ しゅうがくりよ
に必要な費用を援助する就学援助制度があります。学用品費のほか通学用品費、校外活動費、修学旅
こうひ きゅうしょくひ しはら こま がっこう きょういくいいんかい そうだん えんじょ う
行費、給食費などの支払いに困るときは、学校か教育委員会に相談をしましょう。ただし、援助を受ける
ばあい しょとくせいげん
場合には、所得制限があります。

こ がいこくじんがっこう かよ がいこくせき ほごしゃ ほじよきん だ じちたい くわ がいこく
また、子どもが外国人学校に通っている外国籍の保護者に補助金を出す自治体もあります。詳しくは外国
じんどうろく しくちょうそん やくしょ と あ
人登録をしている市区町村の役所に問い合わせてください。